

第二十回国会 運輸委員會 會議錄 第一号

昭和二十九年十二月三日(金曜日)

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 關内 正一君

理事 關谷 勝利君 理事 山崎 岩男君

理事 鈴木 仙八君 理事 竹谷源太郎君

高橋圓三郎君 德安 實藏君

西村 英一君 南條 徳男君

青野 武一君 石山 肇作君

堀 兼次郎君 正木 清君

田中幾三郎君 中島英太郎君

館 俊三君

出席政府委員

運輸政務次官 岡田 信次君

委員外の出席者

参議院議員 大和 興一君

運輸事務官 植田 純一君

(鉄道監督局長) 日本国有鉄道参事(職員局長) 井上 正忠君

専門員 堀 正威君

専門員 志謙 一之君

十一月十日

委員並木芳雄君辞任につき、その補欠として岡部得三君が議長の指名で委員に選任された。

委員に選任された。

同月十一日

委員天野公義君辞任につき、その補欠として山本友一君が議長の指名で委員に選任された。

委員に選任された。

同月十八日

委員本名武君辞任につき、その補欠として加藤高藏君が議長の指名で委員に選任された。

委員に選任された。

同月二十日

委員山本友一君辞任につき、その補欠として渡邊良夫君が議長の指名で委員に選任された。

委員に選任された。

同月二十五日

委員德安實藏君辞任につき、その補欠として尾崎末吉君が議長の指名で委員に選任された。

委員に選任された。

同月二十六日

委員尾崎末吉君辞任につき、その補欠として德安實藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

竹谷源太郎君が理事に補欠当選した。

十一月三十日

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(参議院提出、第十六回国会参法第七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

國政調査承認要求に関する件

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(参議院提出、第十六回国会参法第七号)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際、現に市(特別区を含む)町村の議会の議員である職員については、第二十六条第二項但書の規定による総裁の承認があつたものとみなす。

〇關内委員長 次に日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。關谷勝利君。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「(町村の議会の議員である者を除く)」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、市(特別区を含む)町村の議会の議員である者で総裁の承認を得たものについては、この限りでない。

〇關内委員長 これより會議を開きます。

國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。陸運、海運、空運及び観光に關し、國政調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〇關内委員長 なければさよう決定いたします。

〇關内委員長 次に理事補欠選任の件についてお諮りいたします。理事が二名欠員になつておりますので、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〇關内委員長 御異議なきものと認め、有田喜一君、竹谷源太郎君を理事に指名いたします。

〇關谷委員 長い間の懸案でありますし、研究せられて来て終つたので、別に異議を申し立てるものではないのであります。今度の変更になります中、「市町村の議会の議員である者で総裁の承認を得たもの」というこの総裁の承認であります。これはどう

いうふうな条件、どういうふうなとりきめで——何か基準というものができるのであるかと思ひますが、どういう基準で承認するのかということにつきましても——これは提案者よりもむしろ運輸省当局並びに國鉄当局でやられることであるので、承認の条件、たとえば非常に忙しい職にある者が市会議員に当選した。そうすると両方はなか／＼やれないという場合に、その職を変更するとか、いろいろ「さういうふうなこともきめられるのである」と思ひますが、どういうふうな基準で承認をせられるのか、その点を詳しく御説明願ひたいと思ひます。

〇植田説明員 運輸省の考え方を申し上げます。ただいま御指摘がございましたように、國鉄の業務とはたして両立するかどうか。非常に責任のある仕事をしておる者が、市会議員の業務をするというふうな場合には、当然いろいろ問題があるかと思ひますが、さういふふうな観点から承認をすべきであるかどうかということ、國鉄総裁としまして考える趣旨であると存じます。なお総裁の承認をどういうふうな形式にするか、その形式の点につきましてはよく研究をいたしたい、かように考えております。

〇關谷委員 そうしますと、これは命令とか省令とかでやるのですか。それとも國有鉄道内部の総裁の通達とか示達とか何かあるのか知りませんが、それできめるので、さうなるのですか。ここを伺ひたい。

○植田説明員 その点につきましましては、実は政府内部におきましてもまだよく検討いたしておりませんが、法制局とも相談いたしまして、はたして省令が必要であるかどうか検討したいと思ひます。省令が必要であるというところであるならば省令を出したい、かように考えております。

○關谷委員 國鉄当局からちよつと承つておきたいのですが、「總裁の承認を得たものについては、この限りでない。これは承認せざることもあるのかどうか。承認することは前提として、その条件に合すように持つて行くのか、その点をひとつ伺つておきたい。

○井上説明員 國鉄当局といたしましては、今運輸省の御当局の方から形式的な法令その他の点についてのお話がございましたが、われ／＼の方といたしましても関係方面と、内容的なそういうものについては御相談して参りたいと思ひます。今關谷先生の御質問の承認するかしないかという問題につきましても、そういう折衝を重ねました上で、やはり職務によりましては承認しない場合があり得るのじやないか、こういうふうに考えるのでございまして、その点は今後關係御当局と御相談申し上げたいと考えております。

○關谷委員 この問題はすでに何國會かを經ておるので、相當國鉄なり運輸当局においてもそういうふうなことを考へておられなければならぬと思うのであります。また何も案がないということとはまことにふしぎな氣もするのであります。これだけのものが出るのですから、そういうふうな場合にこれを省令でやるか、政令でやるのか、あるいは總裁の示達でやるのか、そういう

ようなこともきめようし、そうしてどういうふうな場合にはそれは承認しないのだというふうなことがあるのなら、どういふ場合にしない、あるいは全面的に承認はする、承認はするが、しかしその場合には業務に支障のある者は支障のないところへ転勤さすのだからというふうなことは、これはもう腹構えがなければならぬので、今ここでこれから關係當局と相談をして、今こゝことは、言葉が過ぎるかも知れませんが、まことに急務のやうな氣がいたしますので、早急にこのことにつきまして協議をせられたいと思ひます。いづれにいたしましてもそういうふうなことを支障のないようにするのであるうと思ひます。それけれども、本日そういうふうなことが示されてから議決されるのが適當であると考えるのであります。本日議決することになるとやむを得ませんが、その点におきましては業務に支障のないようにとりはかられますことを希望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○西村(英)委員 ちよつと提案者にお聞きいたしたい。私も知つた方でやはり職員であつて議員の方がおります。一方で職員だとして議員の職を、しかしその職務の間を縫つて議員の職をやつておられる方が、やはり職員はどうしてもやめなければならぬと言つております。業務に支障のないやうに議員をやるといふことは非常にむづかしいことだと思ひますが、今議員が相當におられますが、あなたはどうか。一般業務と議員の職務というものは、ほんとうの意味でやるとなかつて、むしろしつと申す。しかし程度の問題

はもちろんです。あなたが觀察したところによると、鐵道職員で議員をやつておられる方はどういふふうに見受けられますか、ちよつとその感想だけをお聞きのわけです。

○大和參議院議員 今回總裁の承認を得てきめるといふことは、業務上重大な支障があれば困る、こういうことになると思ひますが、現実には市會議員をやつておられる方の様子を私が知つておられる限りでは、どうしても當局が仕事に困る、こういう場合にはそれ以上のこととはできないかと思ひます。やはりいろいろと當局にも無理を言ひながら了解を得て、その上でできるだけの兼職をやつておられる、こういうふうなことは私に大體理解してゐるわけですが、だからもしも職場が非常に狭くて、たつた五人か十人、こんなところから一ぱんに一人か二人出るとは事実上不可能に近いから、そのときは十分に總裁が考慮されると思ひますし、また非常に遠くから通つてゐる場合には、業務上非常に重大な支障がある、その場合には總裁が仕事をできるやうに、あるいは仕事をかゝるとか、こういうこともあり得ると思ひます。ですから當局がどうしてもこれ以上お前の方で議員の方ばかりやつたのでは、こちらの仕事にさしかかえがあるという場合は別でありまして、たとえば来週に市會があるという場合には前から通知をしておりまして、徹夜を前の日にやつて、徹夜明けでそのまゝ市會の方に行くというふうな、できるだけ了解しながら仕事をしたい、こういうふうには私は理解します。

○中居委員 提案者にもちよつとお伺ひします。今回の日鐵法の一部を改正する法律案を見ましたが、この改正案の改正せられた部分だけをながめてみますと、現在議員をやつておられるのみに限つての改正であるやうに私見受けられるのでありますが、現在議員でない國鉄職員が新たに立候補したいという場合の処置はどういうふうになるのですか。

○大和參議院議員 それはちよつと誤解でございまして、新たに立候補される方もあまねく適用をされていただく、こういう趣旨でお願いしております。

○中居委員 そうすると、現在議員ではない者が新たに立候補する場合に、この改正案が適用になるわけですか。

○大和參議院議員 そうです。今中居委員から質問されたことに關連して、ちよつと確かめておきたいのですが、日本國有鐵道法の一部を改正する法律案の附則の二項は、現在市町村の議會の議員である職員に適用されるとありますが、改正の本文の二十六条の但書に、「市町村の議會の議員である者で總裁の承認を得た者については、この限りでない。」とある。ところで明年四月大多數の地方公共団体において選挙が行われますが、その場合新たに立候補する國鉄職員は、立候補の事前に總裁の承認を得た上で立候補するのであるか、それとも当選をしたときに、總裁の承認を得るのであるか、この点の条文がはつきりしておりませんが、明確にしたいのであります。

○大和參議院議員 第二の点は、もちろん事前に總裁の承認を得て立候補する、こういうふうに理解をいたします。

それから第一の点は、第二項は法律を修正するのだから、そうなるかと現在職についておられる方はどうするか、こういう意味でこの二項を特にうたつておる、こういうふうな御理解をいたしたいと思ひます。

○竹谷委員 そうしますと、總裁の承認を得ないで立候補の届をしたら、その立候補届はどうなるか。

○大和參議院議員 實際問題としてそういうことはしないようにしなければいけない。ないと思ひます。必ず連絡をしてその了解を得てから立候補する、こういう形になると思ひます。

○竹谷委員 そういうことがなければいいが、あつた場合にはどうするかという問題があります。その場合に普通の國家公務員であれば、退職したやうなことになるが、これは別に國鉄法にそういう規定がないし、しかも國家公務員もしくは地方公務員ではない。そのうなるとその立候補が一概に無効であるとも言えない、こういうことも考えられてこの改正案を出されたか。

○大和參議院議員 そういうことは万々ないと思ひますが、もしもそういうことがあつた場合には、あとで總裁に承認をもらう、こういうことになると思ひます。

うふうなことを言われる。この御答弁は間違つておるのではないかと思うのです。あなたの御趣旨はどうか知りませんが、大体届出ますとき、立候補するのには離れておるころでは、いろいろ連絡するのには書類でやるということになる。たいへんひまがかかるのであります。大体私も今まで聞いております。そのは、もちろん事前にできるものは事前に承認ももらえらるが、承認するかしないかわからぬ先から、そういう承認をもらつておくというところは割合がない。当選して後に、これはさしつかえないかといふことの承認を得る。その際に、先ほど私がお尋ねいたしましたのは、承認するということを前提として、職務の方を適当なところにかゝるとか、なんとかいう方法をとるのじやないかということだつたのです。私どもの知り得ておるころでは、当選して後に承認を得るのが通例になつておりますが、この場合あなたの言われるのでは、あらかじめ当選する前に承認を得るということになると、落選するかも知れぬが、それでさえ承認を受けておかなければならぬということになつて、まことにおかしい。実情に沿ふものができるのですが、この点はつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○大和参議院議員 今關谷さんのおつしやつた通りと、もう一つさつき關谷さんが御指摘になつたように、国鉄当局もやや怠慢で、内規や何もできていない。そういうことはいづれきめられることで、早急にきめさせる。ただ今までのところ国鉄当局の気持として、私が言つたようなことをちよつと聞いておつたので話をしたのです。しかし

私は關谷さんのおつしやる通りの気持でおるわけでございます。

○館委員 実務問題として鉄道職員が立候補しようとする場合には、自分の位置を考へて、常識の上に立つて、議員になつての兼職でさしつかえないかどうかという理解の上に立候補することでございますから、あとで総裁がそれについておきめ願つた方がいと思つております。常識的に考へて立候補するのですから間違ひないと思ひます。

○橋委員 この法案は兼職を許すかどうかという法案でございまして、たとえば今私が国鉄職員で国会議員に當選いたしました。そうすると職員をやめるか、あるいは当選を辞退するかというところに、この法案の意味があるわけでありまして、先ほどの御答弁ではちよつと違つておるように思ひます。關谷先生のおつしやることは、この法案のほんとうの趣旨だ、こういうふうに考へます。

○關内委員 他に御質疑はございせんか。——これにて質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを省略するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○關内委員 なければさよう決します。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

「総員起立」

○關内委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する報告書の作成に關

しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○關内委員 なければさよう決します。

○關谷委員 ちよつとこれは委員長から皆さんにお諮りを願ひたいのであります。お手元へ資料その他案は配りしてありますが、昭和二十九年九月の台風による木船災害の復旧資金の融通に關する特別措置法案であります。これは災害対策特別委員会、各党超党派の災害立法を要求になつておりますが、漁船の災害に對しましては、融資といふことも考へられておりますし、なおまた損失補償利子補給等も定められております。同じような状態にありますが、そのまま放任せられておる、こういうことになつておりました。水産委員会等は非常に熱心によつておるが、運輸委員会が不熱心だといふような所しも一部に受けておるわけでありまして、お手元にありますこの案を基礎にいたしまして、大蔵当局と委員長と交渉をしていただいて、事務的にこういふふうなことができませんならば、今までデラ台風その他でありましたので、それを準用して行政的にやれるものでありますならばそのような御処置が願ひたいし、なおまたもしそれが事務的にやれない、法的措置があるというところになりますと、災害対策特別委員会等でもこれは取上げるべきだということになつておるようであります。従つて、この点いづれかの方法によつて、実現を期することにしていただきたいと思ひますので、一応皆さんにお諮りを願ひたいと思ひます。

たいと思ひます。

○關内委員 ただいまの關谷君の御発言についてお諮りいたします。關谷君の御発言の通り本委員会は決定してよろしうございしますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○關内委員 御異議がないようでありますから、さようおとりはからいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十一分散会

〔参照〕
日本國有鉄道法の一部を改正する法律案（参議院提出）に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年十二月七日印刷

昭和二十九年十二月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局